

千葉県報

定例
平成22年11月30日

目次

- 農業振興地域の区域の変更
- 解除予定保安林
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定
- 都市計画用途地域の変更
- 公安委員会告示
- 警備員等の検定の実施（二件）
- 千葉県暴力追放運動推進センターの名称の変更
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧（五件）
- 都市計画用途地域の関係図書の縦覧
- 都市計画高度地区の関係図書の縦覧
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
- 都市計画下水道の関係図書の縦覧
- 建築公聴会の実施

告示

示

千葉県告示第八百三十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成二十二年十一月三十日

変更前の地域及び区域

- 八日市場地域
- 昭和六十二年千葉県告示第八百五十九号（農業振興地域の区域の変更）第三号変更後の区域の欄に掲げる区域
- 野菜地域
- 昭和四十五年千葉県告示第八十九号の四（農業振興地域の指定）第四号に掲げ

変更後の地域及び区域

- 匝瑳地域
- 昭和四十五年千葉県告示第八十九号の四（農業振興地域の指定）第四号に掲げる区域及び昭和六十二年千葉県告示第八百五十九号（農業振興地域の区域の変更）第三号変更後の区域の欄に掲げる区域

千葉県知事 鈴木 栄治

区域

千葉県告示第八百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 解除予定保安林の所在場所
富津市笹毛字船端六二番七、六二番八、字高良六八番四、六八番二一、字高良浜七八番六
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備及び魚つき
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

千葉県告示第八百三十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第三項の規定により、次の加入区について同条第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

なお、同項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十二年十二月二日から発生する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

海匝加入区

千葉県告示第八百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八千代都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
八千代都市計画用途地域
- 二 都市計画を定める土地の区域
八千代市大和田新田字石亀台、字坪井向及び字庚申山、吉橋字上谷、字内野、字西内野、字石神、字西芝山、字新山、字東向、字宮ノ前及び字前畑並びに緑が丘一丁目の各一部の区域

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第44号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

平成22年11月30日

千葉県公安委員長 福田 康一郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第3号に規定する雑踏警備業務 2級
- 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日
平成23年3月3日（木曜日）午前9時から午後5時まで
- 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所
千葉県美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮
- 4 受検定員及び受検資格
(1) 受検定員
30人
(2) 受検資格
千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申込手続等
(1) 受検申込手続
ア 申込方法
受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
イ 受検申込票受付期間等
平成23年1月17日（月曜日）から21日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで
(2) 受検者決定通知
受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。
なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

平成23年1月31日（月曜日）から2月4日（金曜日）までの午前9時から午後5時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面）

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

13,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。

なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110 内線3476

千葉県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

平成22年11月30日

千葉県公安委員長 福田 康一郎

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級
- 2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日
平成23年3月10日（木曜日）午前9時から午後5時まで
- 3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所
千葉県美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮
- 4 受検定員及び受検資格
(1) 受検定員

平成22年11月30日

千葉県公安委員長

30人
(2) 受検資格
千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員

5 受検申込手続等
(1) 受検申込手続

ア 申込方法

受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要な事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込票受付期間等

平成23年1月17日(月曜日)から21日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

(2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。
なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

平成23年1月31日(月曜日)から2月4日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

14,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。

なお、既納の検定手数料は、選付しない。

6 問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476

千葉県公安委員会告示第46号

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定により、千葉県暴力追放運動推進センターである財団法人千葉県暴力追放県民会議の名称の変更について次のとおり届出があつた。

平成22年11月30日

千葉県公安委員長 福田 康一郎

1 名称	変更前	変更後
	財団法人千葉県暴力追放県民会議	公益財団法人千葉県暴力追放県民会議

2 変更しようとする年月日

平成22年12月1日

公 告

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日市川市の決定に係る市川都市計画地区計画加藤新田地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日八千代市の決定に係る八千代都市計画地区計画西八千代北部北地区地区計画の関係図書の送付があつたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十條第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日八千代市の決定に係る八千代都市計画地区計画西八千代北部

東地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日八千代市の決定に係る八千代都市計画地区計画西八千代北部南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日八千代市の決定に係る八千代都市計画地区計画吉橋地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十二年千葉県告示第八百三十七号に係る八千代都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日八千代市の変更に係る八千代都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日我孫子市の変更に係る我孫子都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

購読料 月決め 一部一箇月、一〇〇円(送料を含む) 本号 一部 四円

書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成二十二年十一月三十日大網白里町の変更に係る大網白里都市計画下水道大網白里町第一号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

建築公聴会の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十四項の規定による意見の聴取を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 許可しようとする建築物の建築の計画

1 建築主 野田市宮崎一三番地 株式会社ホンダプリモ利根 代表取締役 岡本康男

2 敷地の位置 流山市東深井字宿西三二番一及び三二番二並びに三二番八の一部

3 建築物の用途 自動車販売店及び自動車整備工場

二 意見の聴取の期日

平成二十二年十二月十五日(水曜日) 午前十時から

三 意見の聴取の場所

流山市大字西深井三三番地 流山市西深井福祉会館 大広間

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

定期購読申し込み先

〇四三(二二三)二一五二

一部売り申し込み先

〇四三(二二三)二六五八